

棚田地域振興活動加算の措置に係る 定量的目標について

棚田地域振興活動加算（令和2年度から新設）

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、
棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算。

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて
保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、
田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

単 価：10,000円／10a

目標設定：詳細は次ページ参照

<当加算の目標設定について>

要領の運用第8の2(2)

「目標については、実施要領第8の2で定める**第三者機関による確認・意見聴取を行う**ものとする。」

棚田地域振興活動加算の措置に係る 定量的目標について

棚田地域振興活動加算の目標設定

- ア「棚田等の保全に関する目標」
- イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・
発揮に関する目標」
- ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」



ア～ウそれぞれに定量的な目標を1つ以上、計3つ以上の目標を定める。



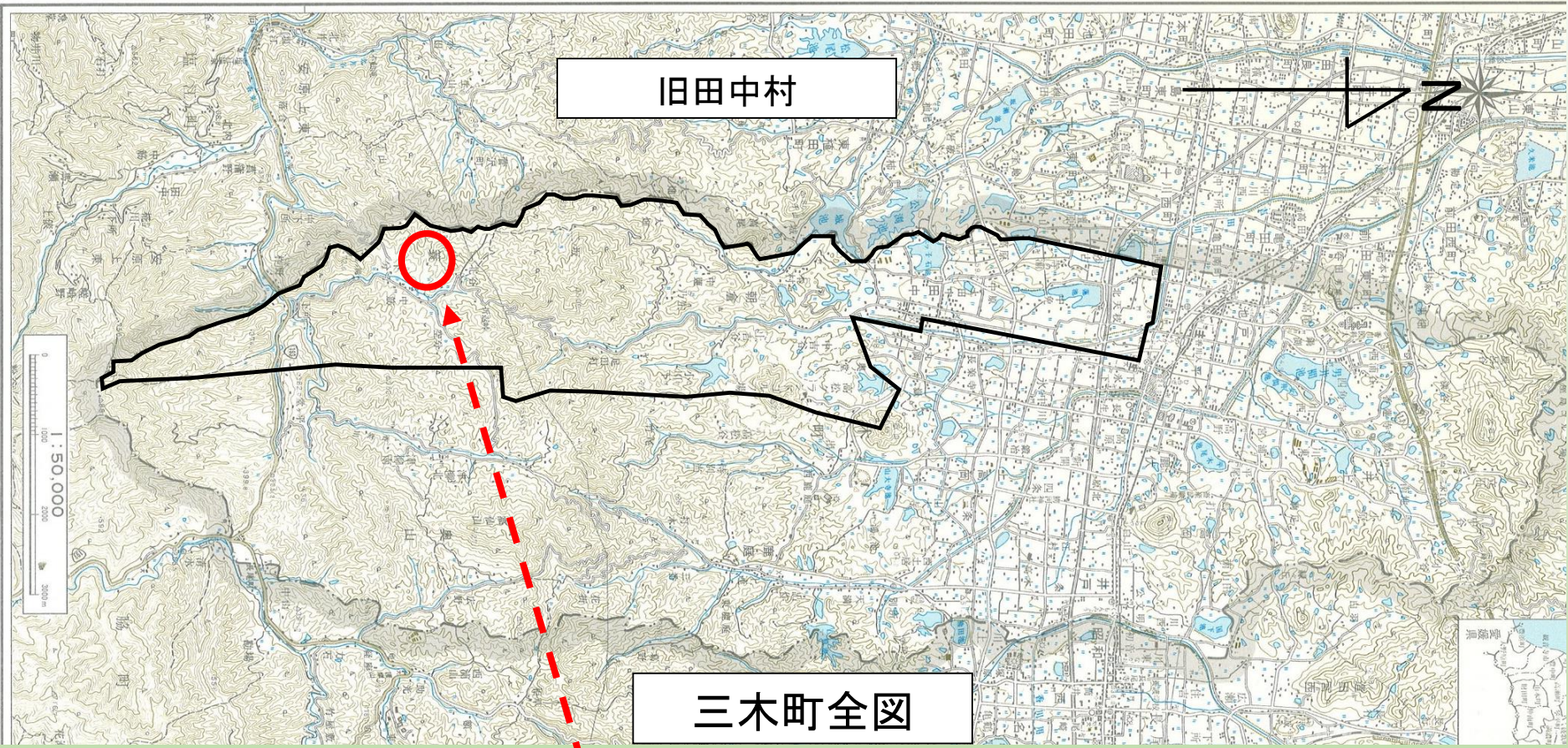
さらに、その3つ以上の目標には、下記の3点を含める必要がある。

- ①棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）
- ②集落機能強化（人材の確保を含む）
- ③生産性向上に関する目標

棚田地域振興活動加算の措置に係る 定量的目標について

<加算に取り組む地域>

- 棚田名 小蓑棚田（三木町 旧田中村）
- 協定名 小蓑協定（三木町）
- 現 状 棚田地域指定申請中。指定され次第、6月中に棚田地域振興活動計画を国に提出予定。
- 取組状況（R元実績）
 - 協定締結面積：●●ha
 - 協定参加人数：▲名



旧田中村

三木町全図

小蓑棚田

棚田地域振興活動加算の措置に係る 定量的目標について

小蓑協定の加算への取組年度：令和2～6年

設定すべき目標の区分	小蓑協定が設定する目標
ア「棚田等の保全に関する目標」	【②集落機能強化】 令和6年度までに棚田の保全に取り組む山南営農組合の新規組合員を●名増加させる。 【③生産性向上】 令和6年度までに防除用ドローン1台を導入し、ドローンを使用した防除面積を●ha(現状：委託で●haのドローン防除)とする。
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」	【①棚田の価値を活かした活動】 地域の集落営農組織である山南営農組合が中心となり、令和6年度までに棚田米ブランド化の推進に努め、販売金額を▲▲円から▲▲円に増加させる。
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」	【①棚田の価値を活かした活動】 令和6年度までに、農産物加工場及び農産物直売所、農家民宿を新たに整備して年間■■■円の売り上げを達成する。